

農 商 工 等 連 携 の 支 援

中小企業者と農林漁業者とが連携して行う事業活動支援

中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品、新サービスの開発等を行う際に様々な支援を受けることができます。



対象となる方

農商工等連携により新たな事業活動を展開しようとする中小企業者であって、「農商工等連携促進法」に基づき農商工等連携事業計画を作成し、国の認定を受けた者

支援内容

①農商工等連携促進法に基づいて、中小企業者と農林漁業者が連携して新商品・新サービスの開発等を行う「農商工等連携事業計画」を共同で作成し、認定を受けると、補助金、融資等の各種支援施策がご利用になれます。

- (1) 新事業活動促進支援補助金：上限3000万円（補助率2/3以内）
試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助します。
- (2) マーケティング等の専門家による支援
事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援
- (3) 政府系金融機関による融資制度
設備資金及び長期運転資金について融資される制度があります。
- (4) 信用保証の特例
保証限度額の拡大等の特例が適用されます。
- (5) 小規模企業者等設備導入資金助成金の特例その他
認定を受けた小規模企業者に対し、設備資金貸付の貸付割合を引き上げます。



②農商工等連携促進法に基づいて、一般社団・財団法人やNPO法人が、中小企業者と農林漁業者との連携を支援する「農商工等連携支援事業計画」を作成し、認定を受けると、補助金、保証の支援施策をご利用になれます。

- (1) 新事業活動促進支援補助金：上限2000万円（補助率2/3以内）
中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業に係る費用の一部を補助します。
- (2) 信用保証の特例
認定を受けた一般社団・財団法人やNPO法人は、信用保証協会の保証対象となります。

〈お問合せ先〉

中小企業庁 新事業促進課

電話：03-3501-1767（直通）